明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務四九）　一
○通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三三）　二

〔告　示〕
○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの一部を改正する件（総務一八二）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六九一～六九五）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六九六～六九八）　六
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の既存住宅状況調査技術者講習委員を変更した件（国土交通五四八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五四九～五五五）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同五五六）　八
○農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準の一部を改正する件（環境六二）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
復興庁　法務省　公安調査庁　新潟県　岐阜県　山口県　香川県　鹿児島県　仙台市　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九

〔地方自治事項〕　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○総務省令第四十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日　総務大臣　石田　真敏

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第一条の二関係） ［一～六　略］ 七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［1～10　略］ 11　オルト－トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん 12～15　［略］ 16　1から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 ［八～十　略］	**別表第一**（第一条の二関係） ［一～六　同上］ 七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［1～10　同上］ ［新設］ 11～14　［同上］ 15　1から14までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 ［八～十　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月十日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二十条の規定に基づき、通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日　国土交通大臣　石井　啓一